



木造住宅耐震化促進支援事業補助金

地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、住宅の耐震性を向上させる工事（耐震改修・現地建替え・非現地建替え・除却）を行う住民に対し工事費の一部を補助する制度です。

申請期限	11月28日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請期限前でも募集を終了します。
対象住宅	次のすべての要件を満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。 ・現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。 ・耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。 ・坂町が支援する空き家改修等支援事業などの交付、支給を受けていないこと。
対象者	坂町に存する補助対象住宅の所有者または、補助対象住宅にお住まいの方。（町税等の滞納がある方は対象外）

【補助内容】

区分	耐震改修	現地建替え	非現地建替え	除却
補助対象	耐震改修工事に要する費用	現地建替え工事に要する費用	除却工事に要する費用	
補助基本額	補助対象工事費の80%かつ、100万円／住戸を限度	補助対象工事費の80%かつ、50万円／住戸を限度	補助対象工事費の80%かつ、100万円／住戸を限度	補助対象の額の23%かつ、83.8万円／住戸を限度
区域要件	市街化区域内にある住宅	市街化区域外にある住宅	市街化区域内にある住宅	新たに建築する住宅は市街化区域内に限る 坂町内にある耐震性を有する住宅等に居住すること

- ・耐震工事前に、町への補助金交付申請が必要となります。
- ・補助金の交付の決定前に、耐震化工事に係る工事契約をしないでください。（先に契約されたものは、補助の対象外となります。）

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



坂うめじろうまんじゅう&芸州坂うどんを販売しています！

坂町のお土産にいかがでしょうか。

坂うめじろうまんじゅう
1箱（5個入り）1,250円
ばら売り（1個）230円

芸州坂うどん
1袋（2食入り）500円
（めんつゆ付）

予約・問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507

※「坂うめじろうまんじゅう」について、坂町ホームページで坂中学校の生徒が紹介しています。



町内の販売場所

アジアンリゾート・スパシーレ
ALOHA CAFE Pineapple
古民家Barあめのちハレ
酒匠米匠おかの
ナイスムラカミ坂店
花房屋
小屋浦ふれあいセンター
シモハナ Hall
町民センター
役場企画財政課



ブロック塀等安全確保事業補助金制度

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害の防止や避難経路の確保を図るため、避難路沿道等に面するブロック塀等の除却およびフェンス等への建て替え工事を行う住民に対し、工事費の一部を補助する制度です。

対象ブロック塀	次のすべてに該当するブロック塀等 ・補強コンクリートブロックの塀、れんが、石を積み上げてできた塀 ・道路面からの高さが0.6mを超えるもの ・道路等（緊急輸送道路、避難路または町内の小中学校の通学路のうち、国、地方公共団体その他公的機関が管理するもの）に面するもの ・安全基準に適合しないなど危険であるもの
対象工事	・ブロック塀等の除却工事 ・除却したブロック塀等に代わる軽量フェンス等を新設する建替工事
補助内容	除却工事 除却に要する費用※の2/3 [上限額15万円] 建替工事 除却および新設に要する費用※の2/3 [上限額30万円] (除却および新設それぞれにつき上限額15万円、合計30万円) ※除却及び新設に要する費用は、それぞれ補助対象ブロック塀等の延長1mにつき8万円を乗じた額を上限とします。
申請期限	11月28日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請期限前でも募集を終了します。

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



木造住宅耐震診断補助事業

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度です。

申請期限	11月28日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請期限前でも募集を終了します。
補助金額	耐震診断に要する経費の3分の2以内の額（上限2万円） 耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在、居住されているもの。木造在来軸組構法に限ります。（ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外）
対象者	坂町在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。（町税等の滞納がある方は対象外）
耐震診断	財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断（※）です。 ※坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限ります。

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

